

2021年4月15日

土地改良区の概要と 総代・役員の職務について

長野県神川沿岸土地改良区

長野県神川沿岸土地改良区の概要

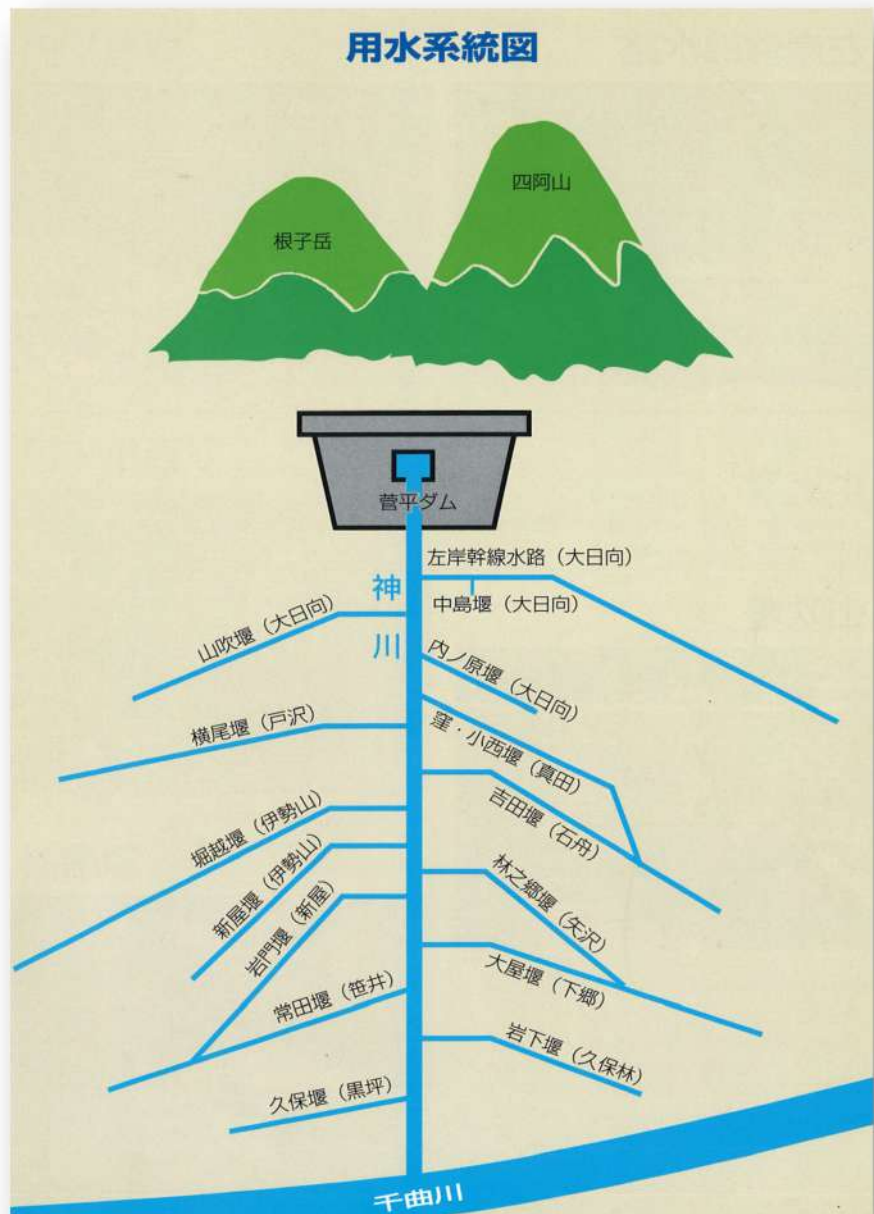
長野県神川沿岸土地改良区は、土地改良法の制定（昭和 24 年）をうけて昭和 27 年 5 月 26 日に設立した、組合員の皆様による組織です。

菅平ダムを中心に神川左岸で 7 か所（中島堰は左岸幹線水路から分水）、右岸で 7 か所の取入を行い、それぞれの水利組合が日々の管理を行っています。

当改良区は 15 の水利組合の集合体という、長野県内でも特異な改良区です。

社会経済情勢が大きく変化するなかで、農地や農業用水は、食料の安定供給に欠かせない基盤であるとともに、国土の保全や美しい農村景観など、多面的な機能を持つ大切な資源でもあるという意識が高まるなか、長野県をはじめ地元の上田・東御の両市の行政機関のご理解とご協力を得ながら、活動をすすめています。

しかし、宅地化や農家の高齢化や後継者不足等による耕作放棄地の増加、人々の水への感謝が薄れていること等、改良区をとりまく環境は年々厳しくなっています。



堀越堰は一度矢出沢川に金井橋付近で放水し、再度取水しています。

受益面積 1,188ha（上田市 816ha 東御市 372ha）
組合員数 3,727人（上田市 2,857人 東御市 870人）
※受益面積、組合員数は R3.4.1 現在
総代 81名 理事 12名 監事 3名
事務局は、上田市真田地域自治センターにあります。

改良区と菅平ダムの歴史

年間降水量が約 900 ミリと全国有数の少雨地帯である上田・東御地区では、昔から水不足に悩まされてきました。また、昭和 27 年頃、神川の水源地付近での硫黄採掘に対する鉱毒反対運動がおこり、安心・安全な用水の確保のために、神川上流にダムを造ることはこの地域の人々の強い願いとなりました。

ダム建設計画から約 20 年、当時の地域の方々、関係市町村等の粘り強い取り組みの結果、建設の承認や地元負担金（菅平方式）等の難問題を乗り越えて昭和 43 年菅平ダムは完成しました。

左岸幹線水路の完成で神川の水が東御市まで届くようになり、米だけでなくブドウやリンゴなどの一大産地となりました。最近では、ワイン用のブドウの栽培面積も増加しています。

現在行われている事業

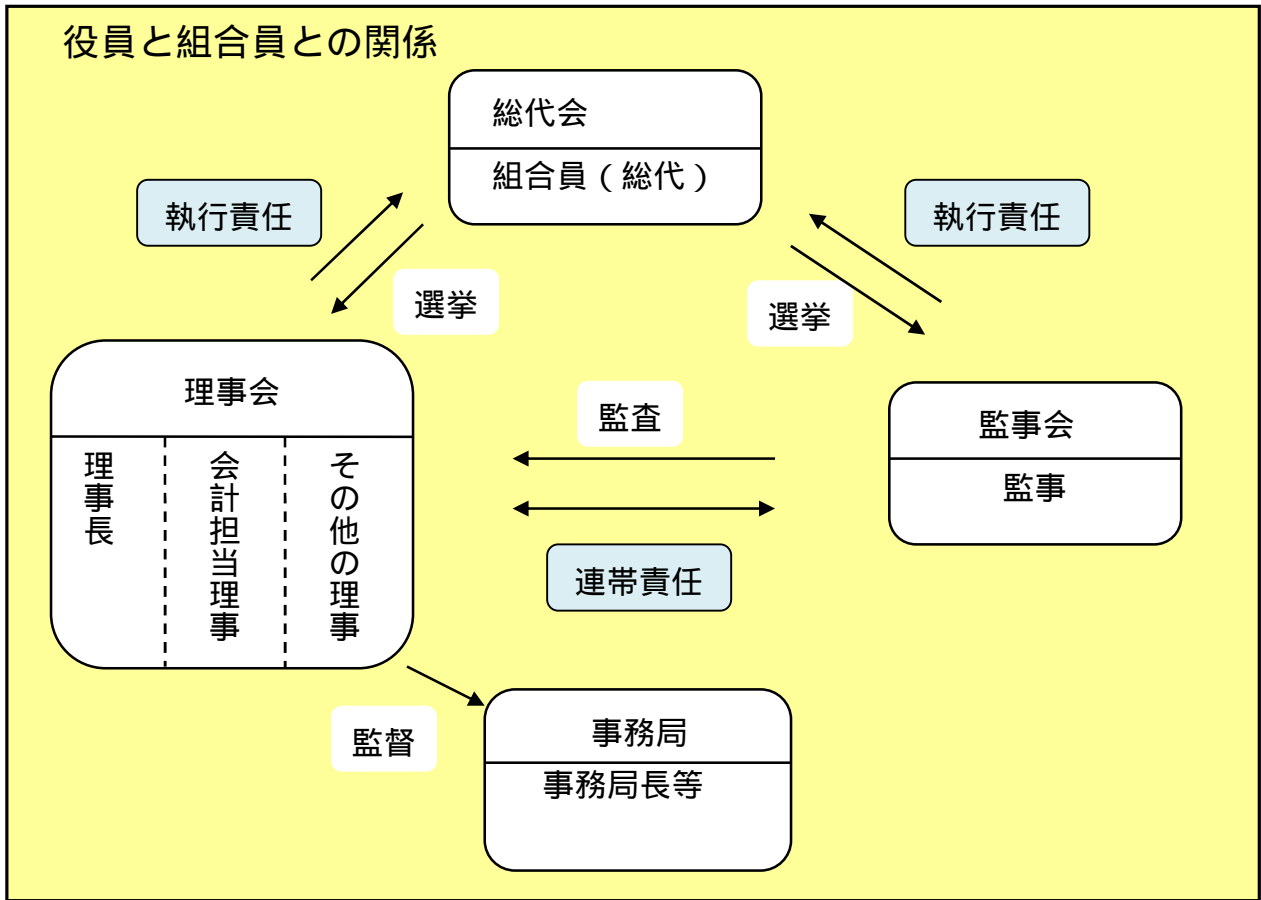
県営かんがい排水事業菅平地区（平成 28 年度より実施）

菅平ダムは建設から約 50 年を経過し、水門（ゲート）や制御設備などはすでに耐用年数を超えています。今回の事業では、これらの設備の更新と、ダム湖底の堆積土を置くためのストックヤード、小水力発電施設の整備を行っています。

菅平ダムは、将来にわたって地域発展の礎として、大切な施設です。次世代に良好な状態で引き継ぐことが今を生きる私たちの使命といえましょう



土地改良区の組織体系について理解しましょう



(1) 土地改良区的意思決定は、総代によって組織される総代会の議決によってなされます。(土地改良法第30条)

(2) 総代会は、土地改良区の、最高の議決機関であり、役員(理事・監事)は、総代会の意思決定に従って職務を執行することになります。(土地改良法第19条、定款第29条)

(3) 理事は、対外的には土地改良区を代表する代表機関であり、対内的には土地改良区の一切の業務を行う執行機関です。(土地改良法第19条)

(4) 監事は、土地改良区の財産状況や理事の業務執行状況を監査し、不備・欠陥を是正させ、土地改良区の運営を円滑かつ適正な方向に導く責任があります。(土地改良法第19条の4、定款第30条)

(5) 役員(理事・監事)がその任務を怠ったときは、その役員は土地改良区に対し連帯して損害賠償の責に任じられる場合があります。(土地改良法第19条の5)

総代とは？

土地改良区は、各選挙区から選挙により選ばれた組合員の代表です。

当改良区には 81 名の総代がいます。

総代の任期は令和 3 年 3 月 23 日～令和 7 年 3 月 22 日(4 年間)です。

総代会とは？

土地改良区の最高の議決機関です。定款の変更、収支予算、決算事項の承認などの重要事項を議決し、役員（理事・監事）を選挙により選出します。

総代の主な業務

■ 総代会への出席

毎年 3 月の通常総代会と必要なときに開催される臨時総代会（役員選挙・新規事業実施など）に出席してください。

■ 賦課金通知書の配付(年 1 回 6 月上旬)と滞納者からの徴収など

地域内の組合員宅へ賦課金通知書や催告状を配付します。

滞納者宅に地元理事と訪問することもあります。

■ 組合員が死亡・転居したとき

得喪通知書を渡して、改良区へ提出するよう説明してください。

■ 農地転用時の確認等

地区内に農地転用や地区除外(畑かん撤去)などの申請があった場合、組合員もしくは行政書士等が持参した書類の内容と現況を確認し、署名・押印を行います。

【転用(地区除外)申請書類確認に関するお願い】

※地元水利（畑かん）組合への確認・連絡も行ってください。

地元水利組合(畑かん)組合の決済が必要な場合は、組合員もしくは行政書士等にその旨お伝えください。

※隣接する地区の総代と境界の確認を行い、ご自身の担当エリアを把握しておいてください。

地元の理事や水利組合と協力しあって
業務をすすめてくださいね！



土地改良区の役員(理事・監事)の職務

理事の職務について

理事は、対外的には土地改良区を代表する代表機関であり、対内的には土地改良区は一切の業務を行う執行機関です。賦課金の滞納者に滞納処分(県の認可が必要)を行うことができます。主な業務は次のとおりです。

- ① 理事会及び総代会の決定に従って業務を処理する。
- ② 定款、規約、管理規程、事業に関する書類、土地原簿、組合員名簿及び議事録を事務所に備え、保存する。
- ③ 毎年1回以上、収支予算の執行状況及び財産、借入金その他の財務などに関する事項を組合員に公表する。
- ④ 土地改良区が行う事業等の周知のため、説明会、印刷物の配布等をして、組合員に教育宣伝活動を行う。
- ⑤ 事務局職員の労務管理(給与等待遇面の向上、研修会出席等職員の教育)等々。

★理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。

(定款第28条第1項)

★副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員の時はその職務を行う。(定款第28条第2項)

★会計担当理事は、土地改良区の会計面で理事長を補佐し、職員の行う経理事務の内容について理事側の立場から直接的に監督する立場にあります。月に一度、事務局で適切に経理事務が行われているかをチェックしています。

監事の職務について

監事は、「少なくとも毎事業年度2回この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。(定款第30条)」とされています。監事会や監査を行い、改良区の業務や経理状況をチェックし、改良区での不祥事発生を未然に防止する重要な役割があります。

監事3名のうち1名は、土地改良法第18条第6項により組合員外から選任することとなっています。

